

## 衰えぬ法律事務所とは



高井・岡芹法律事務所 会長  
弁護士 高井伸夫

労働人口の減少によりあらゆる業界で生産性向上が求められるなか、AIやIoTを活用したIT化の波は、司法業界にも押し寄せつつある。政府の「裁判手続等のIT化検討会」がとりまとめたe提出、e事件管理、e法廷という「3つのe」の実現に向け、今年度から法整備等が始まる。2つ穴で綴じた書面と対面式という民事裁判の大原則が変わろうとしている。

「3つのe」の目的は、第一に「適正・迅速で国民にとって利用しやすい裁判」の実現にある。これに先行して、近年、民間企業によるリーガルテックの提供が日本でも広がっている。たとえばインターネットでの弁護士紹介、登記申請書や契約書等の定型的な法律文書の作成支援、チャットによる法律相談、特許や判例の調査・分析サービス等、従来であれば法律事務所の顧客向けの各種サービスがAIに代行されつつあると同時に、IT企業等が司法業界に大きく進出してきていることを見逃してはならない。

彼らは、司法の分野固有の高い専門性をIT技術で補い、国民の司法アクセス向上に資するサービスを次々と提供していく。これを漫然とみている法律事務所は、顧客満足度や利益を得られず、衰退の一途を辿ることは言うまでもない。法律事務所だからこそ担えることを見出し、醸成していかなければならないのだ。

法律事務所の品質の根幹は弁護士を主としたスタッフ、すなわち「人」である。そして「人」だからこそ担えることが法律事務所の強みであり、彼らが最大限のパフォーマンスを発揮できるような経営、環境、運用でなけ

れば、やはり事務所は衰える。あらゆる企業・団体に共通することであるが、何を置いてもまずは「人」を大事にすることだ。人材不足にあえぐ時代においては益々重要度を増すであろう。

IT化の波に乗るということはなにも設備や運用に限った話ではない。技術が変われば仕事が変わり、生じる課題や紛争も変わる。4月1日付で施行された改正入管法にみるように、国情や世界情勢等、私たちを取り巻く環境は常に変化している。この変化こそ法律事務所が優位性を握る鍵である。AIが得意とするのは既存データに基づく処理であり、判例や慣習のない新たな分野で生じる問題を想定し、先読みした解決策を提示することは不得手だ。ゆえに「人」の手腕が求められる。そのためには常に新たな分野の観察・研究が欠かせない。変化に目配りし、事前にある程度の知識を得ていなければ、そうした新たな問題に対して表面的な処置しかできないからだ。

法律や判例のように古くからのルールや伝統には明確な背景と理由があるから、原則的には敬意をもって準じるべきである。しかし時代の流れと変化に伴い、これらがフィットしない場面に遭遇した際、度を超えて固執すると却って適切な解を導けないという事態にも陥りかねない。柔軟な対応がとれず、顧客の期待に応えられなければ、事務所全体の売上や評判を落とすことになりかねない。こうなるとその事務所は伝統とともに衰退の道を歩むことになる。入念かつ慎重な検討は必須であるが、新時代に衰えず、さらに隆盛するには、伝統を変えることも時に必要である。